

議案第1号

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款の一部改正について

提案理由

本案は、別紙のとおり定款の一部を改正することについて、定款第16条第2項に基づき評議員会の決議をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

議案第2号

令和4年度資金収支補正予算（第2号）について

提案理由

本案は、令和4年度資金収支予算において、別紙のとおり補正が必要となったため、定款第38条に基づき評議員会の承認をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。